

質問回答

平成 30 年 12 月 17 日

「案件名:ネパール国タライ平野灌漑農業振興プロジェクト」

(公告日:平成 30 年 12 月 5 日 / 公告番号:180459)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第 3、7. 報告書等、4)業務実施報告書(P11) 「和文 3 部(簡易製本)、英文 3 部(最終報告の概要のみ)」	「部数」において指定のある、「英文 3 部(最終報告の概要のみ)」の製本形式は簡易製本という理解で正しいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	第 3、5.実施方針及び留意事項(5)本邦研修(P8) 「キャパシティ	キャパシティ・アセスメント基礎研修は、貴機構で手配・実施されるのでしょうか。あるいは、コンサルタントが同研修を実施するのでしょうか。	コンサルタントに実施いただきます。研修内容については JICA と事前に協議するようお願い致します。
3	第 4、3. 相手国の便宜供与、(4)カウンターパート資金	「C/P 出張費」および「活動費」には何が具体的に含まれるでしょうか。(e.g. カトマンズ～ジャパ郡交通費、日当、宿泊費、本邦研修に係る航空券など)	現地での活動費とお考え下さい。(カトマンズ～ジャパ郡交通費、ネパールにおける日当、宿泊費など。)
4		WUA 等の政府職員以外のステークホルダーの活動費(交通費、日当、宿泊費、本邦研修に係る航空券等)も相手国政府から提供されるのでしょうか。	WUA 等政府職員以外のステークホルダーが本邦研修に参加する場合は JICA から支出しますが、それ以外の活動費は相手国政府から提供されます。
5	第 4、3. 相手国の便宜供与、(3)プロジェクト事務所の提供	カウンターパートよりプロジェクトチーム用の事務所が提供されると理解いたしますが、それに付随する費用や事項(例:事務所光熱費、インターネット	ご理解の通りです

		トの利用費、複合機の利用等)もカウンターパートから提供されるという理解でよろしいでしょうか。	
6	第 3、5. 実施方針および留意事項、(6)本邦研修	今回のコンサルタントの本邦研修に係る業務スコープは、別途「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」記載の「受入業務」、「管理業務」、「実施業務」のうち、「実施業務」のみとの理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
7		また、経費の見積においても「実施業務」のみを対象とする(諸謝金、研修実施諸費等)との理解でよいでしょうか。	ご理解の通り、実施業務のみです。実施業務詳細については「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」をご確認ください。
8	第 1、3.競争に付する事項、(4)契約履行期間(予定) 第 3、5. 実施方針および留意事項、(1)業務の期間等	本件の業務終了は、2020年3月(第1、P1および第3、P11)、あるいは2020年4月(第3、P3)とどちらが正しいでしょうか。	業務終了は2020年3月を予定しております。なお、請求書の提出など精算に係る手続きは2020年4月を予定しているため、契約履行期間は4月となります。

以上